

岡山県滞納整理推進機構の設置について

税源移譲により、市町村が賦課徴収する個人県民税の額が大幅に増加したため、県税の滞納額もこれに比例するかたちで増加しており、平成19年度においては、その約5割を個人県民税が占めているところであるが、この割合は、今後、ますます増加していくものと見込まれる。このような状況を踏まえ、個人住民税の困難事案等の滞納整理の促進及び県内の市町村職員の滞納整理に係る技術の向上を図ることを目的として、すべての市町村とともに、岡山県滞納整理推進機構を設置した。

1 設置時期

平成21年4月1日

2 設置場所

県庁本館3階税務課分室（旧共用会議室）

3 所掌事務

個人住民税（個人の県民税及び個人の市町村民税）の滞納者のうち、市町村が滞納整理を行うことが困難であると認める者に係る滞納事案の引継ぎを市町村から受けて、滞納整理を行う。

4 対象税目

主として個人住民税（個人住民税とともに滞納している他の市町村税も対象とする。）

5 組織体制

県職員（5名）、市町村からの派遣職員（5名）、非常勤職員（2名）で構成する。

【職員を派遣している市町村】

岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

（注1）市町村から派遣されている職員は県職員に併任

（注2）正規職員のほか、非常勤職員として、税務・警察連絡員（警察官OB）及び県税滞納調査員を配置

6 今後の方針

引き継いだ事案については、財産調査や搜索を徹底的に行い、所得や財産を発見した場合は、交渉を行うことなく、直ちに差押えや公売などを行うことにより、迅速に滞納整理を進める。

※ 平成21年4月1日の時点における各市町からの引継件数は、概ね100件である。

（参考）個人県民税の状況（平成19年度決算額）

収入済額 約585億円（全体の約23%）

収入未済額 約31億円（全体の約47%）